

久喜市上下水道事業運営審議会 第1回資料

－適正な下水道使用料について－

令和8年8月21日（金）

久喜市上下水道部

上下水道使用料改定のプロセス（見込み）



• 上下水道使用料改定の必要性の検証



• 市長から審議会へ諮問



• 審議会（答申を含めて全6回を予定）



• 審議会から市長へ答申



• 議会で上下水道条例改正案の上程・可決 ※答申が改定要の場合



• 広報、ホームページ等にて使用者へ周知 ※同上



• 改定上下水道使用料の施行 ※同上

上下水道事業運営審議会スケジュール（予定）

■審議会の開催予定

	R 8. 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R 9. 1月	2月	3月
審議会（下水道）					●	●	●			●		
審議会（水道）					●			●	●	●		

開催日	審議内容等
第1回（令和8年8月21（金））	・委員の委嘱、会長の選任、諮問書の交付 ・審議会の進め方について ・下水道事業の概要、経営状況、収支予測、使用料水準 ・水道事業の概要と現状
第2回（9月29日（火））	・【下水道】公共下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料について
第3回（10月23日（金））	
第4回（11月11日（水））	・【水道】経営戦略及び水道使用料について
第5回（12月15日（火））	
第6回（令和9年1月8日（金））	・答申書の交付

下水道事業について

目次

1.下水道使用料適正化の必要性

- (1) 下水道事業の概要
- (2) 経営状況及び将来予測

2.適正な使用料水準の検討

- (1) 使用料の基本的な考え方
- (2) 適正な使用料水準の作成方針

目次

1.下水道使用料適正化の必要性

(1) 下水道事業の概要

(2) 経営状況及び将来予測

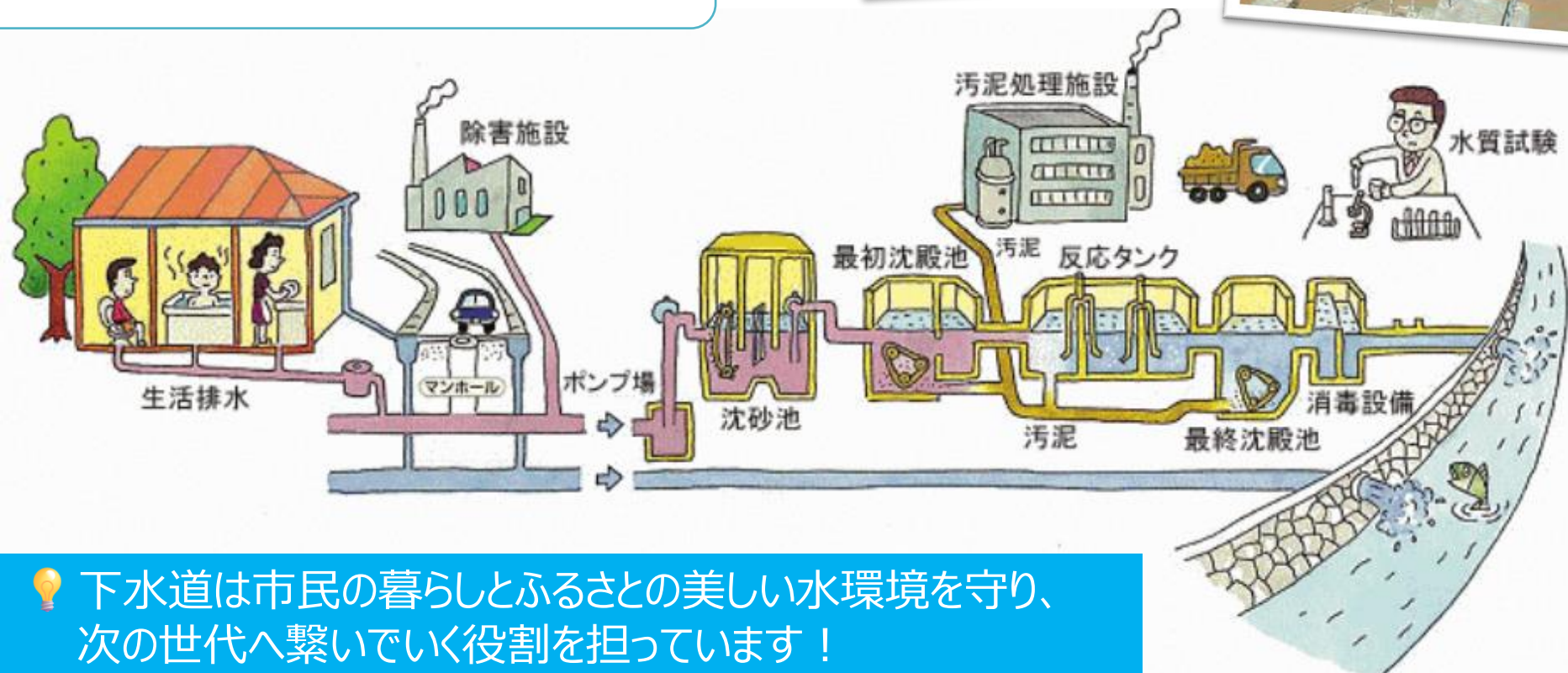
2.適正な使用料水準の検討

(1) 使用料の基本的な考え方

(2) 適正な使用料水準の作成方針

①はじめに（下水道の重要な役割と仕組み）

- ① 街をきれいにする
- ② トイレの水洗化と生活排水の処理
- ③ 浸水から街を守る
- ④ きれいな水辺をつくる



💡 下水道は市民の暮らしとふるさとの美しい水環境を守り、次の世代へ繋いでいく役割を担っています！

②久喜市下水道事業の概要

本市の下水道事業は、埼玉県古利根川流域下水道^(※1)事業として処理される**久喜市公共下水道事業**と、**農業集落排水^(※2)事業**15地区により構成されています。

令和6年度末整備状況		公共下水道	農業集落排水
行政区域面積 (A)	本市の面積	8,241ha	
処理区域面積 (B)	下水道が整備されている区域の面積	2,017ha	1,636ha
行政区域内人口 (C)	本市の人口	150,706人	
処理区域内人口 (D)	下水道が整備されている区域の人口	107,431人	9,627人
水洗化人口 (E)	下水道に接続している人口	99,114人	8,706人
処理区域内人口密度 (D) / (B)	下水道が整備されている区域1haあたりの人口	53.3人/ha	5.9人/ha
処理人口普及率 (D) / (C) ×100	本市の人口のうち、下水道が整備されている区域の人口	77.7%	
水洗化率 (E) / (D) ×100	下水道が整備されている区域の人口のうち、下水道に接続している人口の割合	92.3%	90.4%

※1 流域下水道:河川や海等の公共用水域の水質の保全を図るとともに、流域における生活環境の改善等を効果的に行うため、2つ以上の市町村からの下水を集めて処理する下水道。本市は埼玉県が管理する古利根川流域下水道事業として処理。

※2 農業集落排水:農業集落におけるし尿、生活雑排水などの汚水等を処理する施設の整備により、農業用排水の水質の汚濁を防止し、農村地域の健全な水循環に資するとともに、農村の基礎的な生活環境の向上を図るために設置される施設。

「久喜市生活排水処理基本計画図」

公共下水道事業

- ・ポンプ場＝汚水6箇所、雨水5箇所
- ・管渠延長＝456km



北中継ポンプ場



上内中継ポンプ場



下新井中継ポンプ場



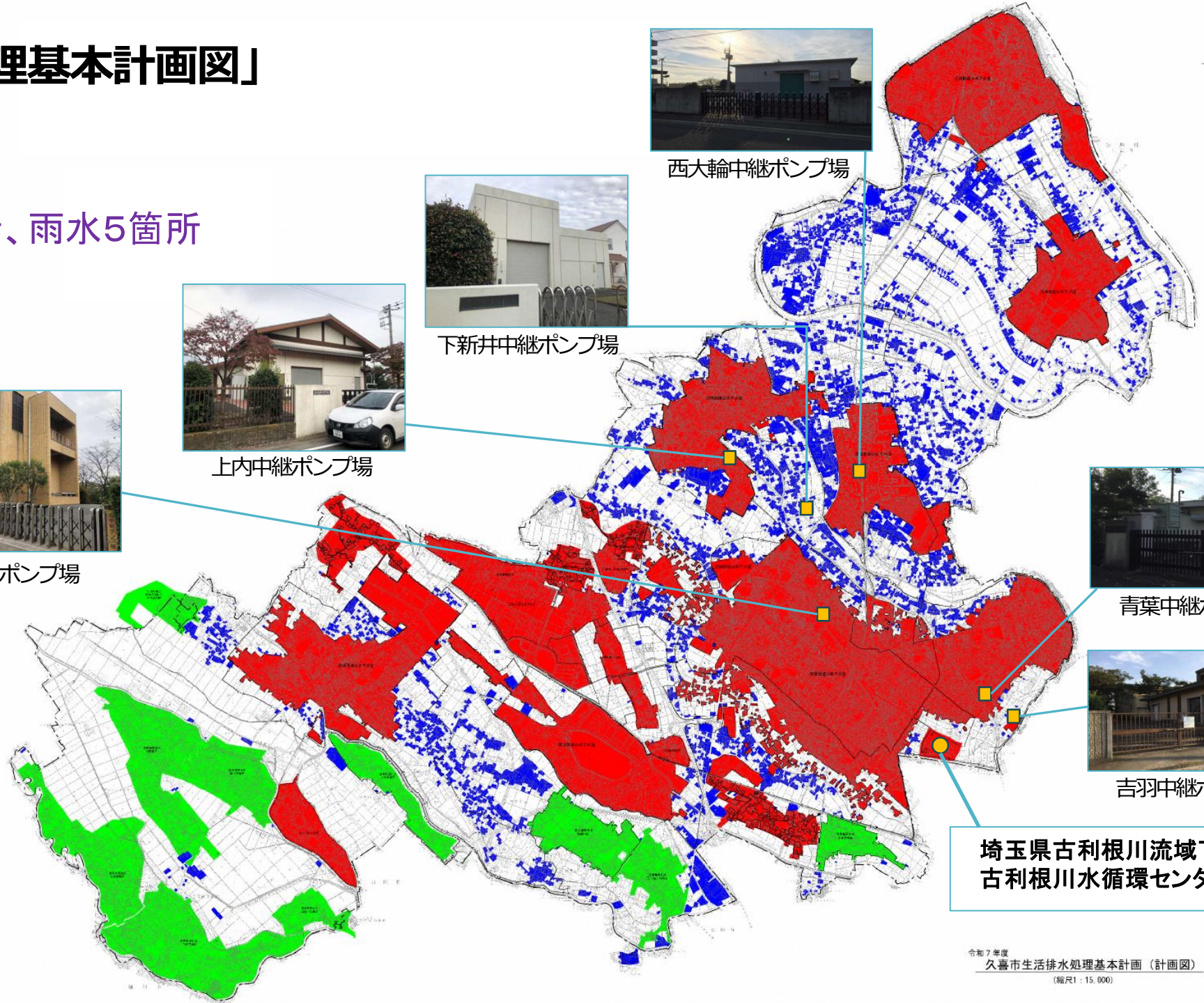
西大輪中継ポンプ場



青葉中継ポンプ場



吉羽中継ポンプ場



埼玉県古利根川流域下水道
古利根川水循環センター

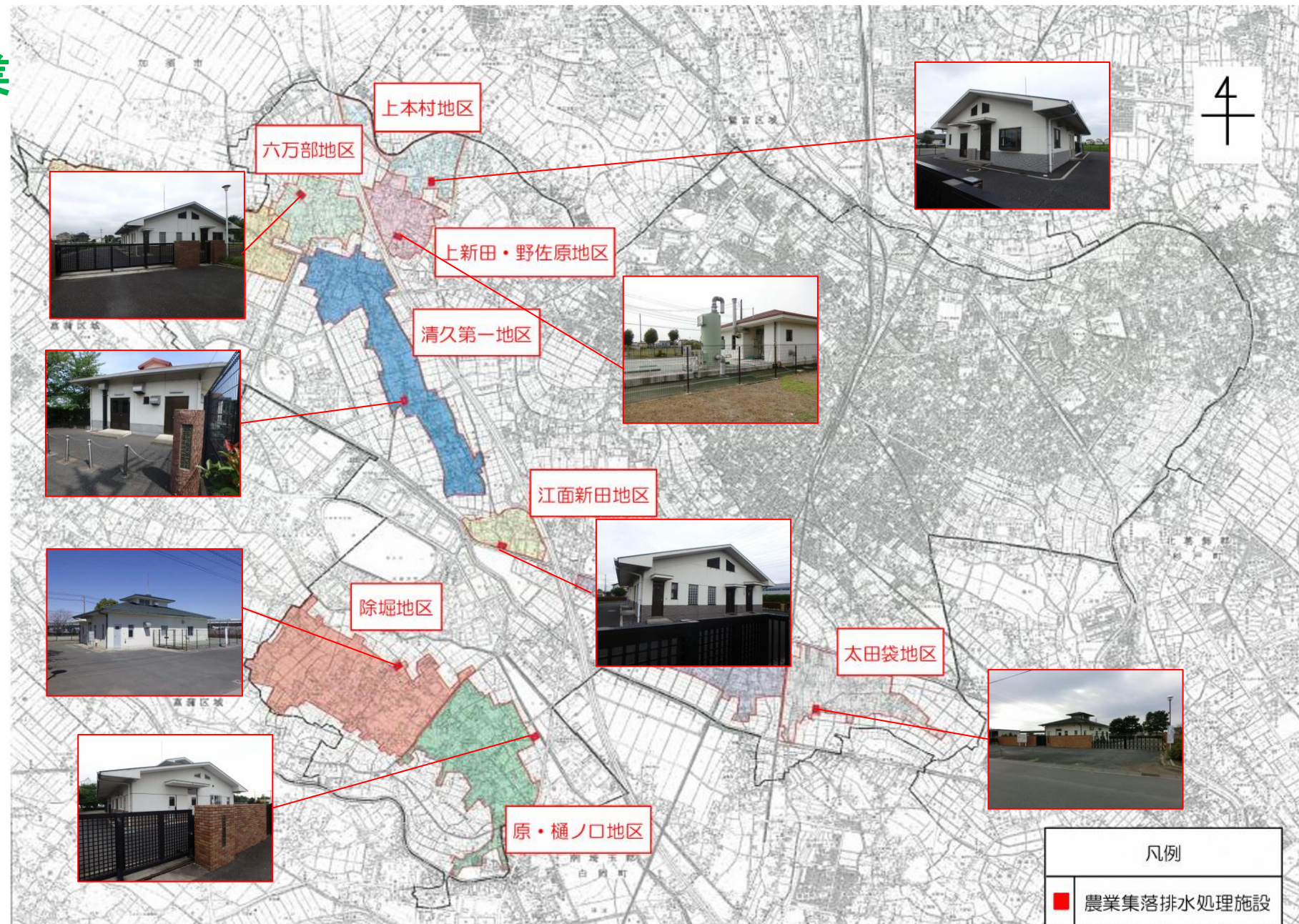
凡 例	
	行政区境界
	流域圏建公共下水道整備区域
	農業集排水整備区域
	浄化施設処理区域
	流域下水道幹線
	流域圏建公共下水道事業計画区域
	流域圏建公共下水道全林計画区域

農業集落排水事業

- ・15地区、15処理施設
- ・管渠延長=128km

久喜地区

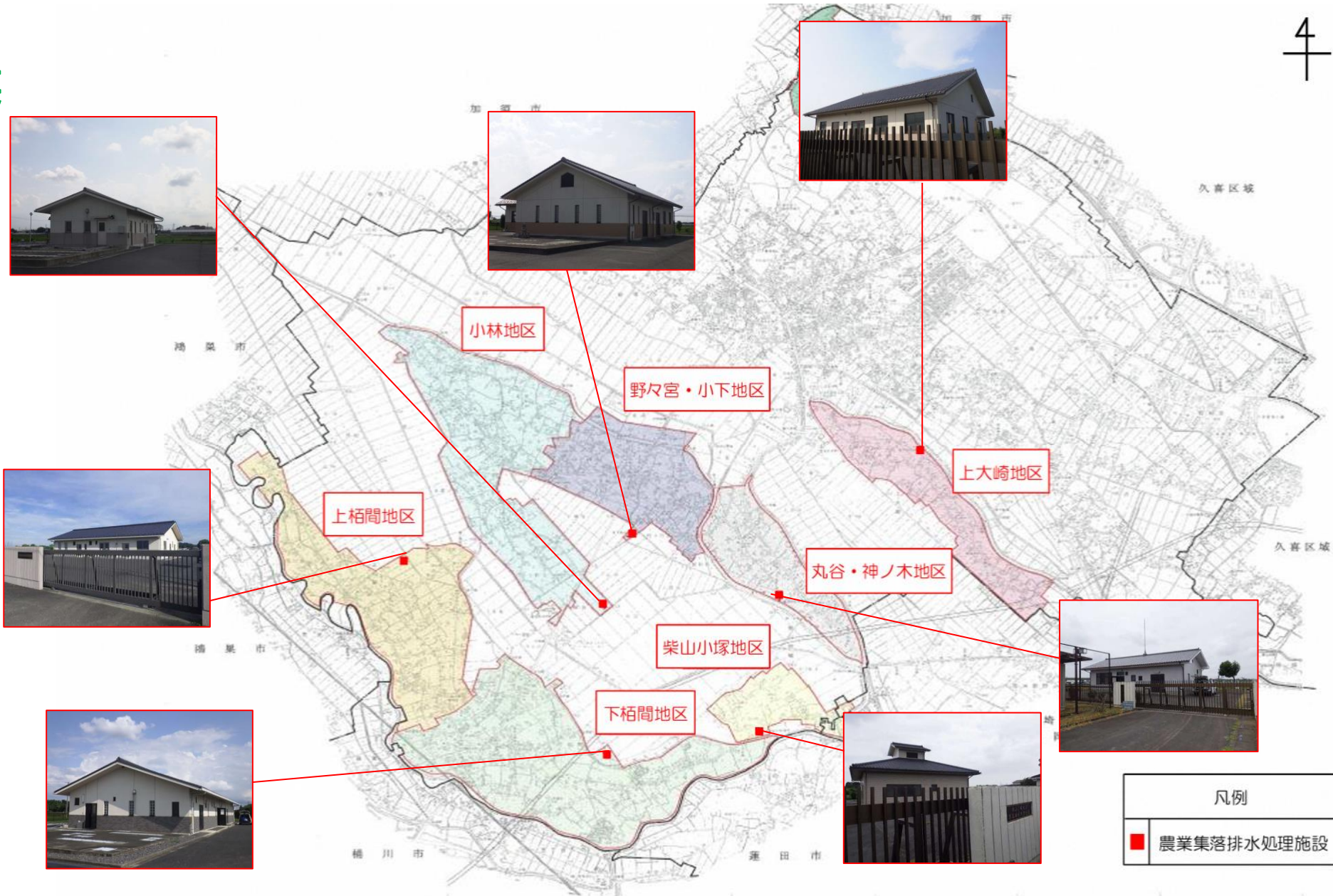
8地区、8処理施設



※北中曽根地区については令和3年度、北青柳地区は令和8年度に公共下水道へ接続

農業集落排水事業

菖蒲地区
7地区、7処理施設



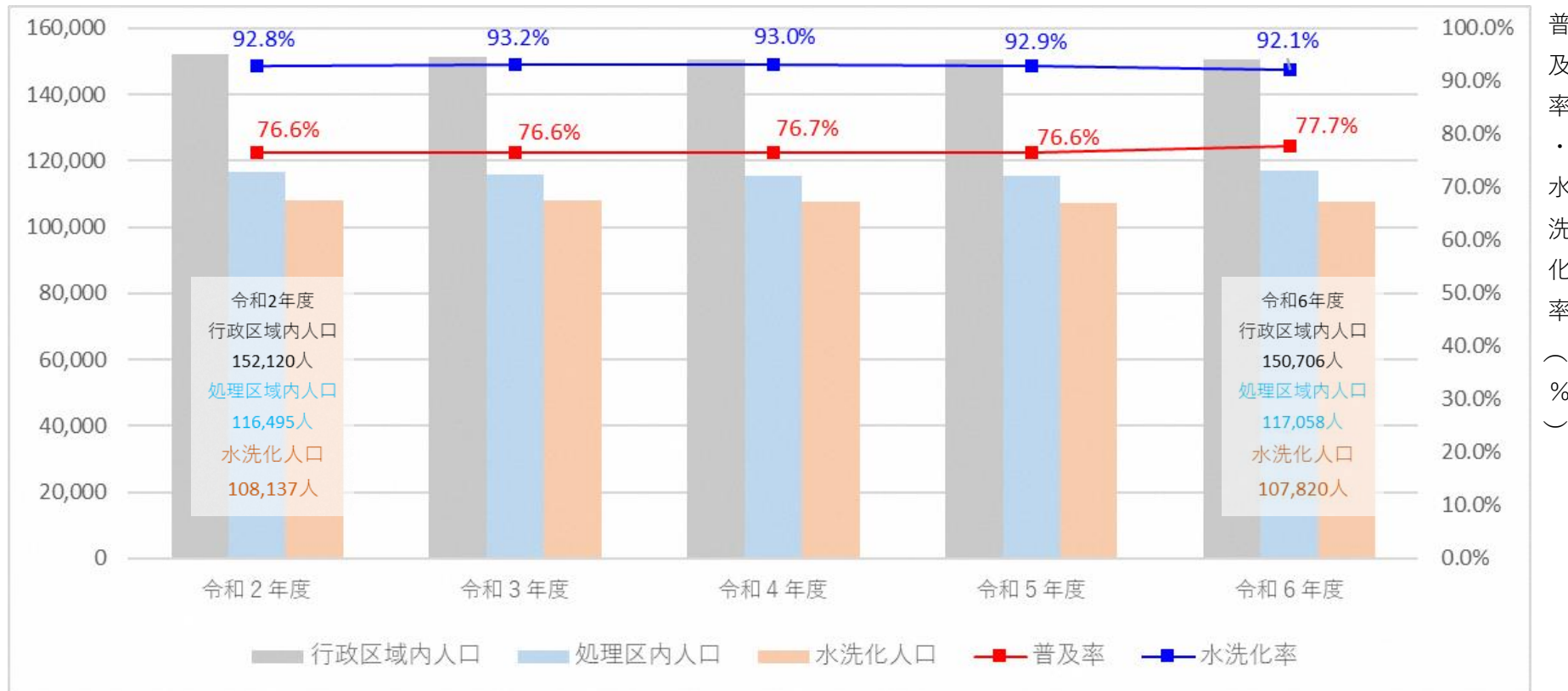
※塚田地区は令和8年度に公共下水道へ接続

③ 下水道事業の普及状況

1. 下水道使用料適正化の必要性 (1) 下水道事業の概要

- 公共下水道及び農業集落排水が整備されている処理区域内人口は11.5万人程度で推移していましたが、令和6年度は公共下水道の面整備が進み、**11.7万人**となっています。
- 普及度合いを示す普及率※1は**77%前後**、各戸の接続への度合いを示す水洗化率※2は**93%**前後で推移していましたが、令和6年度は面整備が進み普及率は微増したものの、水洗化率は分母が増えた影響で微減となりました。

人口
(人)



普及率・水洗化率 (%)

※1 普及率 (%)

$$\frac{\text{処理区内人口}}{\text{行政区域内人口}} \times 100$$

※2 水洗化率 (%)

$$\frac{\text{水洗化人口}}{\text{処理区内人口}} \times 100$$

④ 公共下水道事業の経営状況

1. 下水道使用料適正化の必要性 (1) 下水道事業の概要

令和6年度は、公共下水道では使用料収入※1は約12.6億円、汚水処理費※2は17.5億円となっています。(金額は税抜)
経費回収率※3は72%台で推移しています。



※1 使用料収入普及率 (%)

汚水処理の対価として使用者から徴収する料金。

※2 汚水処理費

日常的な維持管理費や、施設の減価償却に相当する費用等。

※3 経費回収率

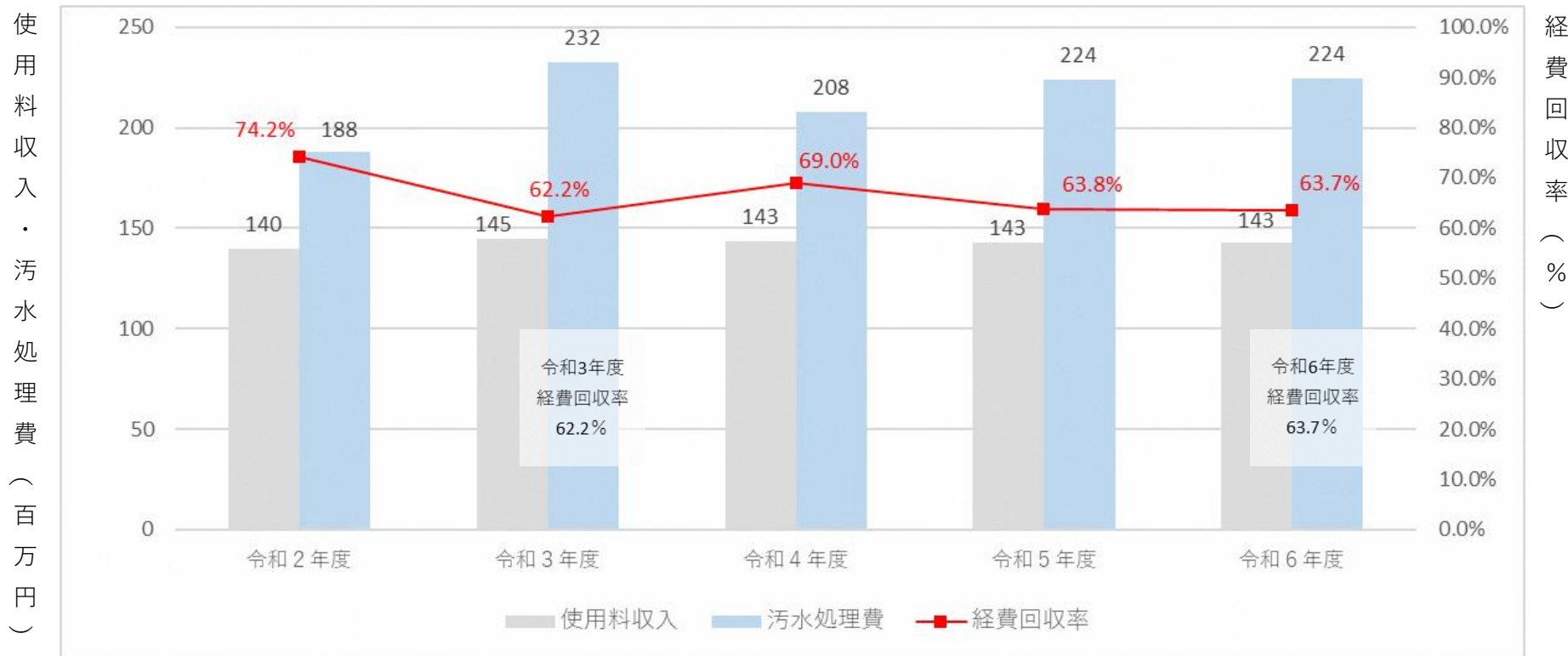
汚水処理費をどの程度使用料収入で賄えているかを表す指標で、独立採算の達成状況を示す重要な指標。

$$\frac{\text{使用料収入}}{\text{汚水処理費}} \times 100$$

⑤農業集落排水事業の経営状況

1. 下水道使用料適正化の必要性 (1) 下水道事業の概要

令和6年度は、**農業集落排水**では使用料収入※1は**約1.4億円**、汚水処理費※2は**2.2億円**となっています。(金額は税抜)
経費回収率※3は**63.7%**でした。



※1 使用料収入普及率 (%)

汚水処理の対価として使用者から徴収する料金。

※2 汚水処理費

日常的な維持管理費や、施設の減価償却に相当する費用等。

※3 経費回収率

汚水処理費をどの程度使用料収入で賄えているかを表す指標で、独立採算の達成状況を示す重要な指標。

$$\frac{\text{使用料収入}}{\text{汚水処理費}} \times 100$$

※農業集落排水は令和3年度より地方公営企業法の財務規定等を適用しています。

目次

1.下水道使用料適正化の必要性

(1) 下水道事業の概要

(2) 経営状況及び将来予測

2.適正な使用料水準の検討

(1) 使用料の基本的な考え方

(2) 適正な使用料水準の作成方針

①公営企業とは？

- 公営企業とは地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業です。

地方公共団体の行政活動

	一般行政活動	公営企業
特徴	一般的な公共的需要を満たす活動で、その効果が特定の個人に留まらない	サービスの効果が特定の個人に留まる
事業(例)	道路、消防、ごみ処理、学校等	水道、下水道、病院、交通等
財源	税金等によって賄われる	使用料によって賄われる
会計方式	官庁会計方式(現金主義)	公営企業会計方式(発生主義)

➡ 公営企業では、「住民の生活に必要なサービスを採算を考えながら提供する」ことが必要です。 15

②公営企業（下水道事業）の経営原則

独立採算の原則

事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を運営する。

受益者負担の原則

特定のサービスを受ける者に受益に応じた負担を求める。

雨水公費・汚水私費の原則

- 雨水の処理は自然現象に起因するとともに、その排除は受益が広く及ぶため公費（＝税金）負担とする。
- 汚水の処理は原因者や受益者が明らかであるため、その排除は私費（＝使用料）負担とする。

➡ 下水道事業は、こうした経営ルールを守り、自主的に運営していく必要があります。

③経営基盤の強化に向けた本市の主な取り組み

1. 下水道使用料適正化の必要性
(2) 経営状況及び将来予測

1. 下水道事業中期経営計画（経営戦略）の改定

経営改善に向けたアクションプランの策定

令和4年度に下水道事業中期経営計画（経営戦略）を改定し、公営企業会計による最新の経営状況を反映した今後10年間の投資・財政計画を策定するとともに、下水道使用料改定の必要性の検証や経費回収率の向上に向けたロードマップを策定しました。

2. 下水道未接続者に対する普及啓発活動の実施

水洗化率の向上、資金繰りの改善

使用料収入の増収を図るため、郵送や個別訪問等により下水道未接続者に対する普及啓発活動を実施しています。

3. スtockマネジメント計画※1策定と計画に基づく施設の改築更新等

コスト削減、安全確保等

下水道施設の老朽化対策として、「久喜市公共下水道ストックマネジメント計画」を策定しました。計画は適時見直しを行いながら、計画的に維持管理や更新を実施しています。

4. 下水道使用料の定期的な検証

より適正な収入の確保

人口減少に伴い使用料収入が減少する一方で、既存施設の老朽化は進み、大規模な更新・改修工事が必ず必要になります。生活基盤である下水道を維持していくため、定期的な下水道使用料の検証を行なっています。

5. 農業集落排水の公共下水道への接続

維持管理費や更新費等の縮減

農業集落排水を埼玉県が管理する古利根川流域下水道に接続し、管理施設の削減を実施します。令和3年度に北中曽根地区を接続した後、他の地区も令和32年度までに順次接続予定です。

※1 スtockマネジメント計画：既存の下水道施設を点検して状態を把握し、優先順位をつけて、効果的に修繕・更新するという計画的な維持管理の仕組み。
コスト削減、安全確保、環境保護、災害対応力の向上といったメリットがある。

【参考】 下水道管の老朽化対策

1. 下水道使用料適正化の必要性 (2) 経営状況及び将来予測

令和5年度にストックマネジメント計画を改定し、本計画に基づいて投資や費用の平準化を図りながら計画的な下水道施設の改築更新や修繕を実施。

修繕前



施工中

高圧洗浄車



高圧洗浄



はつり作業



止水材充填



修繕後



④ 「経費回収率」とは？

下水道使用料で回収すべき「汚水処理するために要する費用（汚水処理費）」をどの程度使用料収入で賄えているかを表す指標。汚水処理費をすべて使用料収入で賄えている場合は100%以上となり、適正な使用料（独立採算）が確保されていることになる。

（算出式）

$$\text{経費回収率（\%）} = \frac{\text{使用料収入}}{\text{汚水処理するために要する費用（公費負担分を除く）}} \times 100$$

社会資本整備総合交付金を受けるための要件として、少なくとも5年に1回の頻度で下水道使用料の改定の必要性に関する検証を行い、経費回収率の向上に向けたロードマップを策定し、国土交通省へ提出するとともに、検証結果を公表することが求められている。

■ 経費回収率の向上に向けた取り組みを行わないと・・・

→国からの下水道施設の更新等に係る交付金を受けることができなくなる

■ 以下のいずれかに該当する場合は・・・

・ロードマップに定めた業績目標を達成できない場合

・供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円/m³未満であり、かつ経費回収率80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合

→国からの下水道施設の更新等に係る交付金において重点配分の対象外となる

⑤ 各種人口・水洗化率の将来予測

公共・農集

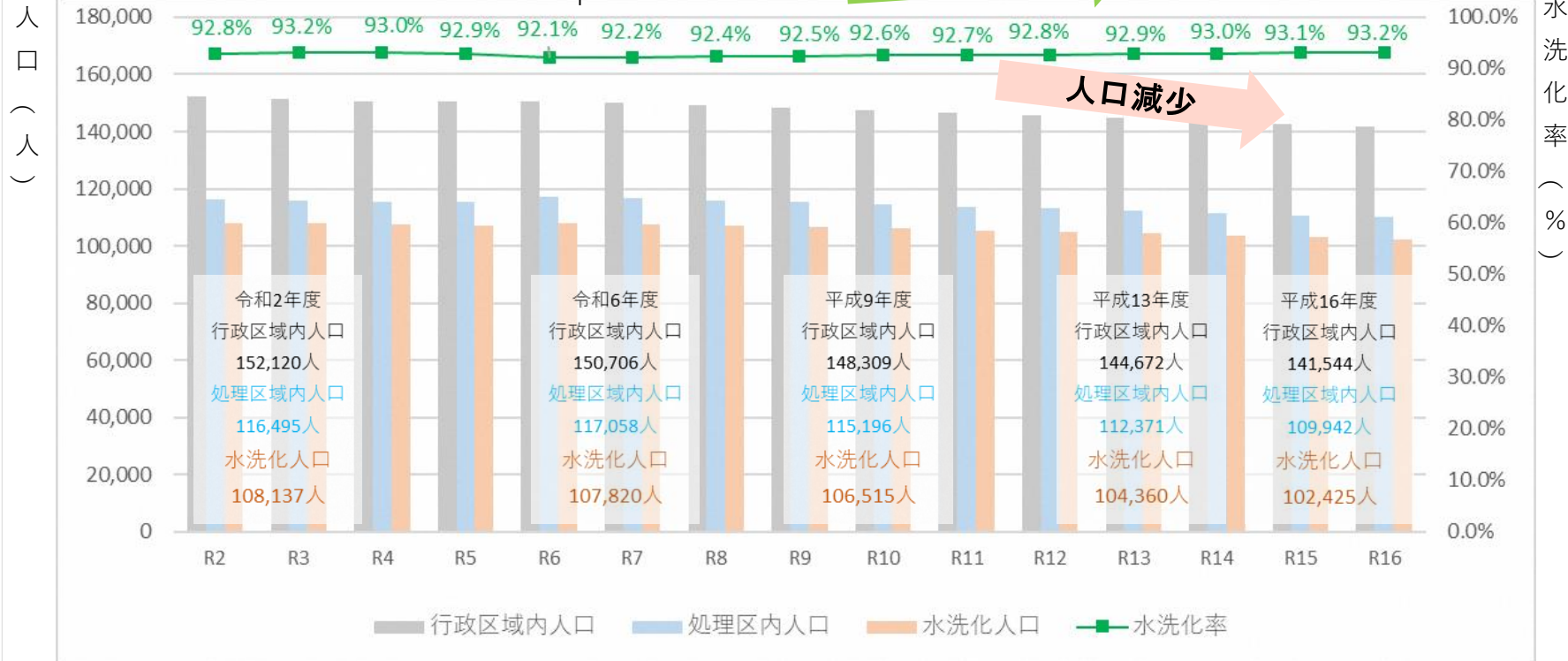
公共下水道、農業集落排水への未接続者に対する普及啓発活動により、**水洗化率は向上**していく見通し。
ただし、行政人口全体の減少に伴い、**水洗化人口は減少**する見通し。

行政区域内人口・処理区域内人口・水洗化人口

実績 推計

水洗化率向上

人口減少



水洗化率 (R6→R16)
92.1%→93.2% (+1.1ポイント)

行政区域内人口 (R6→R16)
15.1万人→14.2万人 (△0.9万人)

処理区域内人口 (R6→R16)
11.7万人→11.0万人 (△0.7万人)

水洗化人口 (R6→R16)
10.8万人→10.2万人 (△0.6万人)

人口は久喜市水道事業行政人口
を基礎として算出

⑥ 経費回収率の将来予測

公共下水道事業

- 人口減少等により、**使用料収入は減少**。
- 物価等の上昇や流域下水道維持管理負担金(※)の単価改定により、**汚水処理費は大きく増加**。
- 結果として、**経費回収率は低下**。

使用料収入・汚水処理費・経費回収率



使用料収入 (R6→R16)
12.6億円→11.3億円 (△1.3億円)

汚水処理費 (R6→R16)
17.5億円→20.6億円 (+3.1億円)

経費回収率 (R6→R16)
72.4%→57.3% (△15.1ポイント)

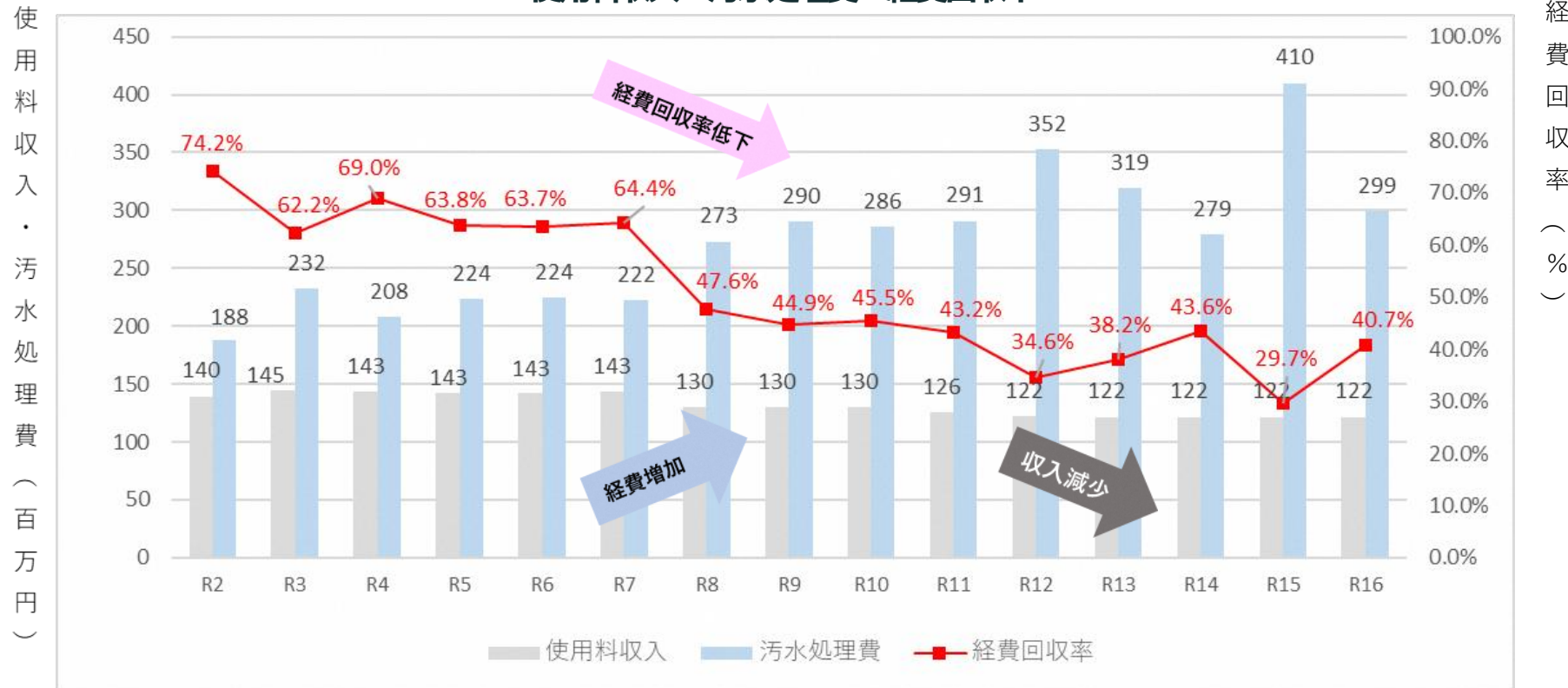
※ 流域下水道維持管理負担金：本市で発生する汚水を、埼玉県が管理する古利根川水循環センターで処理するために、埼玉県に支払う費用

⑦経費回収率の将来予測

農業集落排水事業

- 人口減少等により、**使用料収入は減少**。
- 物価等の上昇や改修工事増加等により**汚水処理費は大きく増加**。
- 結果として、**経費回収率は低下**。

使用料収入・汚水処理費・経費回収率



使用料収入 (R6→R16)
1.4億円→1.2億円 (△0.2億円)

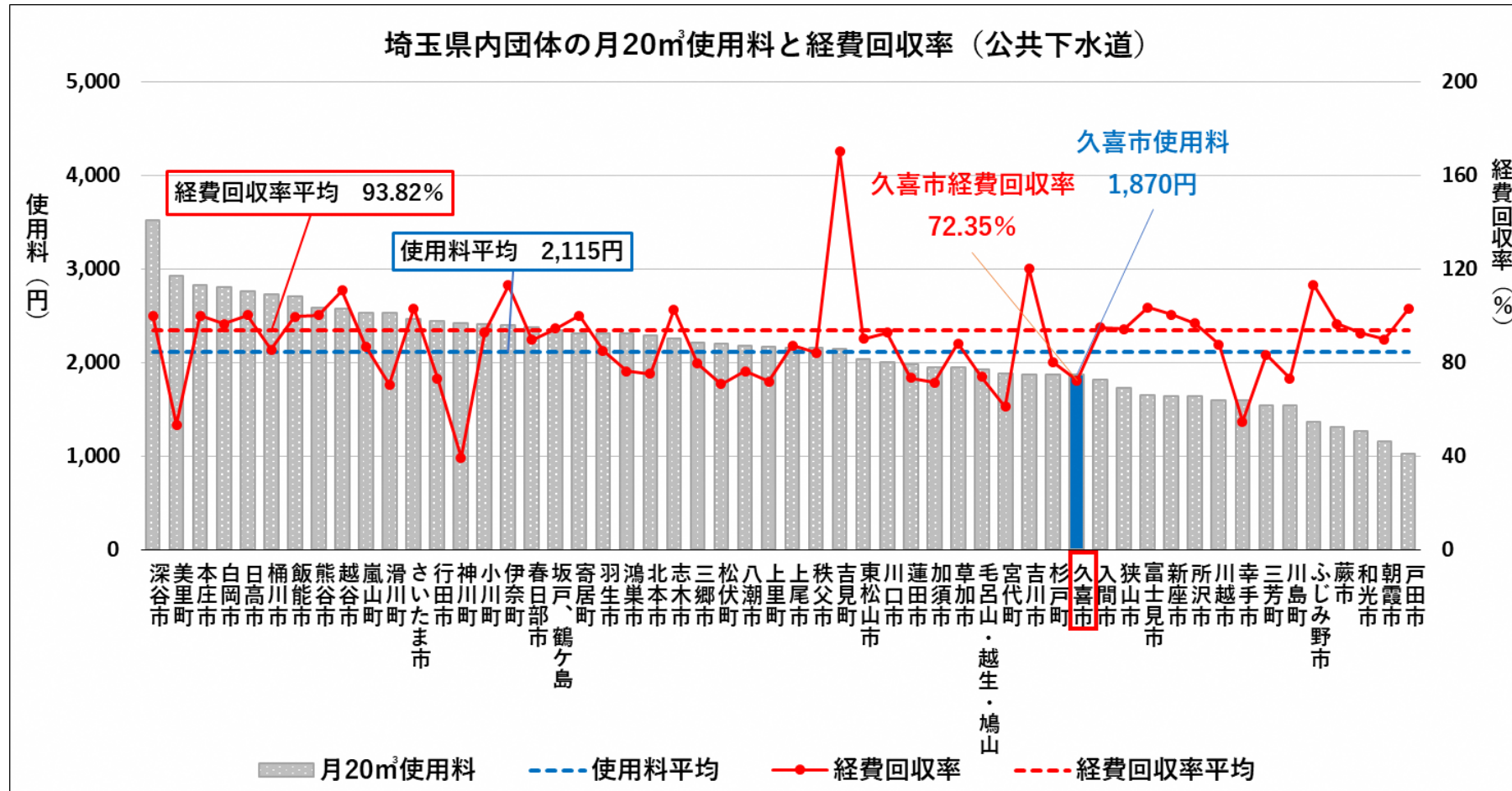
汚水処理費 (R6→R16)
2.2億円→3.0億円 (+0.8億円)

経費回収率 (R6→R16)
63.7%→40.7% (△23.0ポイント)

⑧使用料・経費回収率の県内比較

公共下水道事業

埼玉県内団体の月20m³使用料(税込)及び経費回収率を比較したグラフ。
県内団体と比べると、久喜市は**使用料も経費回収率も低い**状況。



月20m³税込みの使用料は、
全54団体中**40位**

経費回収率は、
全54団体中**46位**

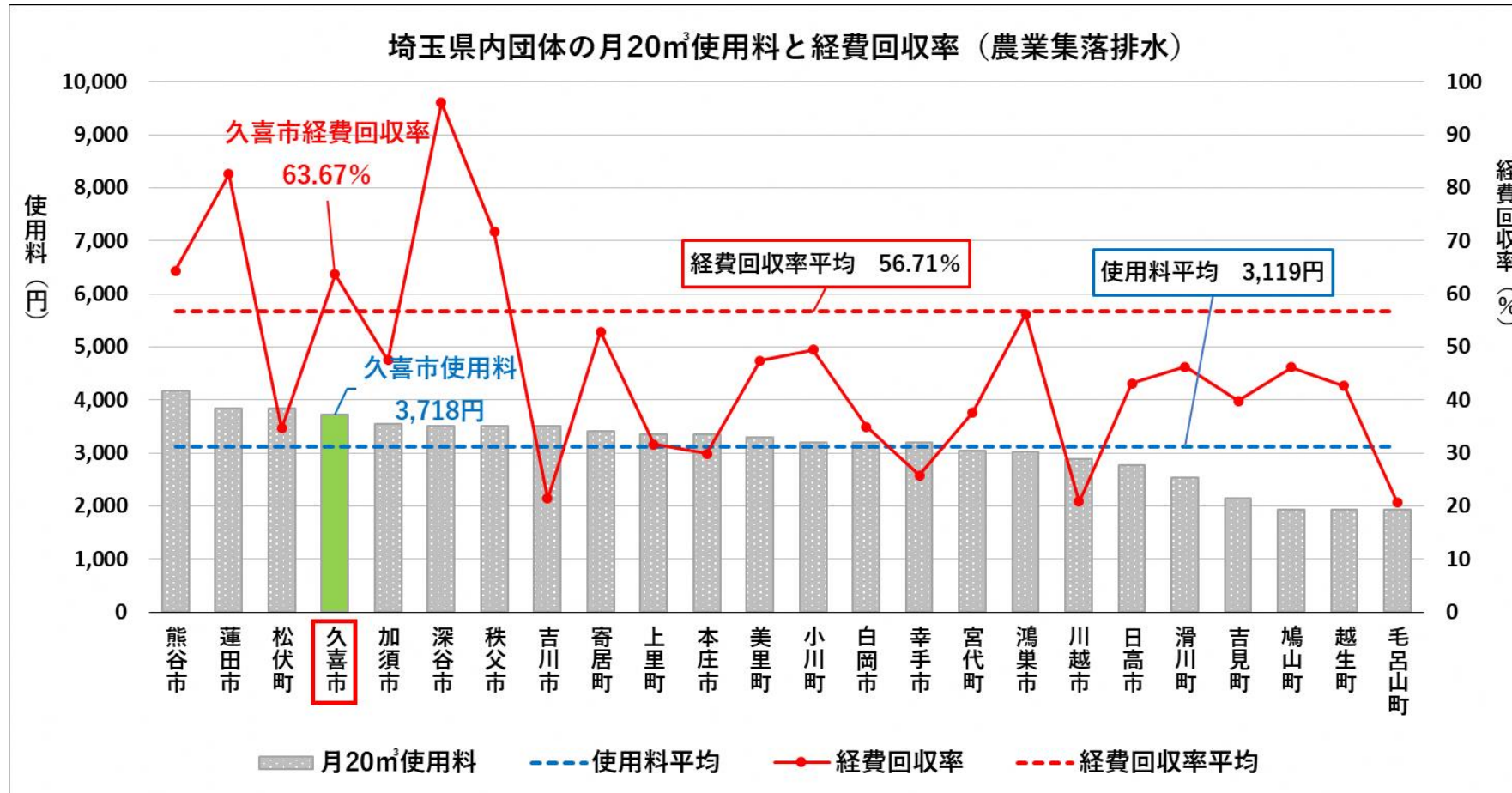
出典:総務省「令和6年度地方公営企業年鑑」

⑨使用料・経費回収率の県内比較

農業集落排水事業

1. 下水道使用料適正化の必要性 (2) 経営状況及び将来予測

埼玉県内団体の月20³使用料(税込)及び経費回収率を比較したグラフ。
県内団体と比べると、久喜市は**使用料も経費回収率も高い**状況。



月20³税込みの使用料は、
全24団体中4位

経費回収率は、
全24団体中5位

出典：総務省「令和6年度地方公営企業年鑑」

人数制を採用している団体は、決算統計の例により、20³＝3人世帯として算出している。

⑩久喜市下水道事業の課題

投資状況	下水道施設の老朽化に伴う<u>将来の更新費用の確保</u> ・<u>公共下水道</u>: 令和16年度には、布設後50年を経過する污水管が約102km(全体の約24%)となる見込み。加えて、6か所の污水ポンプ場の更新費用の確保が必要。 ・<u>農業集落排水</u>: 50年を経過する管路はないものの、15か所の処理施設を保有しており、将来の更新費用の確保が必要。
財政状況	①<u>使用料収入の減少</u> 人口減少や節水機器の普及により、水洗化人口や使用水量が減少し、使用料収入も減少する見込み。 ②<u>污水处理費用の増加</u> 物価上昇や埼玉県古利根川流域下水道維持管理負担金の改定により、経営努力を継続的に行なっても污水处理費用は増加する見込み。 ③<u>経費回収率の低迷</u> 上記①②といったことを要因に、使用料収入だけでは污水处理費用を賄えず、将来の施設更新に必要な資金の確保が難しい状況。 ④<u>収入不足分を一般会計からの繰入金で補填</u> 不足する費用は、使用者以外も負担する税金(一般会計からの基準外繰入金)に依存し、補填している状況。

➡ 引き続き経営改善は行いますが、
持続的・安定的な下水道事業運営のためには、使用料の適正化が必要と考えます。

目次

1.下水道使用料適正化の必要性

- (1) 下水道事業の概要
- (2) 経営状況及び将来予測

2.適正な使用料水準の検討

- (1) 使用料の基本的な考え方
- (2) 適正な使用料水準の作成方針

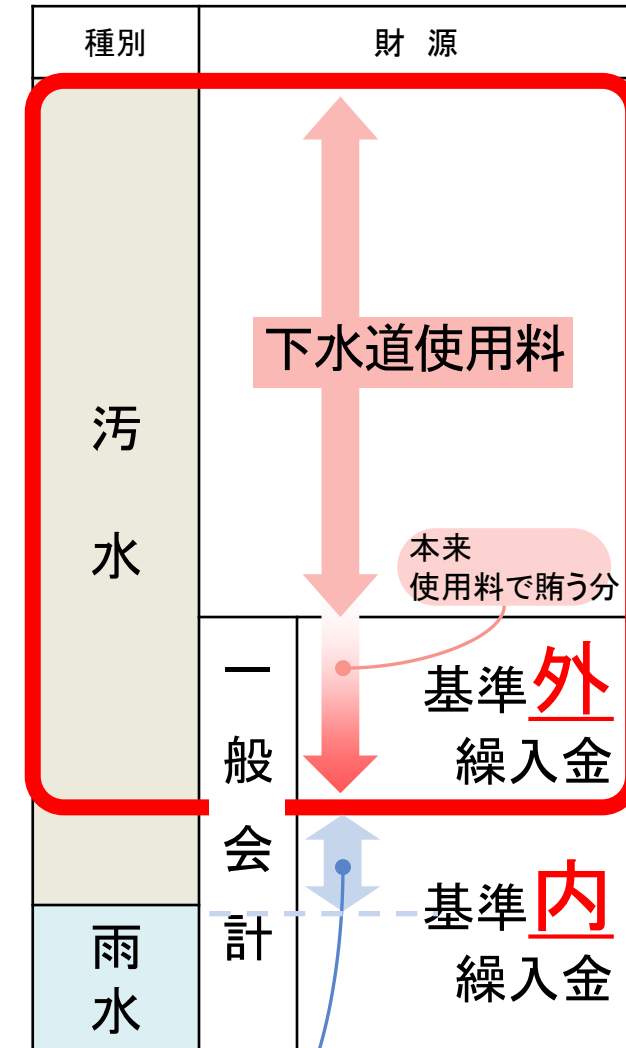
① 下水道使用料の基本的な考え方

使用料で賄う経費

(「第5次下水道財政研究委員会の提言」に基づく経費負担区分による)

- 下水道事業は、「独立採算の原則」に基づき、その事業にともなう収入によってその経費を賄うこととされています。
- ただし、一部の経費については、その相当額を一般会計が負担する(繰り入れる)こととされており、この繰入金を「基準内繰入金」といいます。
- したがって、下水道使用料で賄うべき経費は、下水道事業に係る経費の総額から、「基準内繰入金」を除いた部分(右図赤枠部分)となります。
- なお、本市は経費回収率が100%を下回るため、収入不足の部分を「基準外繰入金」で穴埋めすることで、収支のバランスをとっています。

使用料で賄う経費のイメージ



分流式下水道等や
高度処理に要する経費など

目次

1.下水道使用料適正化の必要性

- (1) 下水道事業の概要
- (2) 経営状況及び将来予測

2.適正な使用料水準の検討

- (1) 使用料の基本的な考え方
- (2) 適正な使用料水準の作成方針

①現行使用料（公共下水道）

下水道使用料の概要（平成25年4月1日改定）

- 二部使用料制（基本使用料（※1）と従量使用料（※2））
- 基本水量制（※3）（10m³まで）
- 1か月20m³あたり1,700円（税抜）
- 隔月徴収

種 別	汚 水 ・ 従 量 別		金 額（税 抜）
一般排水	基本使用料	10m ³ まで	800円
	従量使用料	10m ³ を超え 30m ³ までの分	90円
		30m ³ を超え 50m ³ までの分	110円
		50m ³ を超え 200m ³ までの分	120円
		200m ³ を超え 1,000m ³ までの分	150円
		1,000m ³ を超える分	180円

※1 基本使用料：汚水排出量の有無に係わりなく賦課されるもの。

※2 従量使用料：汚水排出量の多寡に応じて、水量と単位水量当たりの価格により算定し賦課されるもの。

※3 基本水量制：基本料金のなかに一定の使用水量までを含む賦課方式。

②現行使用料（農業集落排水）

下水道使用料の概要（平成25年4月1日改定）

- 二部使用料制（基本使用料（※1）と人数割使用料（※2））
- 1か月 3人世帯 3,380円（税抜）
- 隔月徴収

基本使用料等		金額（税抜）
基本使用料	1世帯あたり	2,000円
人数割	1人あたり	460円

※1 基本使用料：污水排出量の有無に係わりなく賦課されるもの。

※2 人数割使用料：污水排出量に関わりなく、1世帯に人数に応じて、算定し賦課されるもの。

③下水道使用料見直しの方向性に関する国の通知（要旨）

令和2年7月21日付け「下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進について」(国土交通省)

1. 各事業の収支見通しに則した使用料水準の設定について

近隣都市の使用料水準との比較を過度に重視することなく、収支見通しに照らして、合理的かつ適切な収支構造とすること。

・・・その市の実情・実態を反映した将来シミュレーションをふまえて、適正な使用料水準とする必要があります。

2. 二部使用料制と基本使用料の割合について(久喜市は二部使用料制)

下水道事業は、固定的費用が大宗を占める事業であるため、基本使用料と従量使用料を組み合わせた二部使用料制を原則とすること。その上で、今後の人口減少等による有収水量の減少を見据えつつ、下水道サービスを維持していくため、使用料収入に占める基本使用料の割合を漸進的に高めていくこと。

・・・安定的に経営をおこなっていくためには、長期的には、基本使用料を中心に使用料水準を高めていき、処理水量にかかわらない収入の割合を増やしていくことが必要です。

3. 累進度の設定について

従量使用料における累進度の設定に当たっては、使用水量区分ごとの使用者分布の実態及び今後の見通しを十分に踏まえつつ、ボリュームゾーン※¹に分布する使用者群において、汚水処理原価に近い使用料単価を負担することが基本となるよう十分留意すること。

・・・従量使用量の水量区分ごとの金額を設定するにあたっては、この「ボリュームゾーン」に属する使用者の収入単価を、適正な単価に近づけることとされています。

※1 ボリュームゾーン: 使用水量ごとに下水道使用者を分類したときに、最も使用者が多い水量区分。

4. 基本水量制について(久喜市は基本水量制)

基本使用料に基本水量を設け、その範囲内では、使用水量の多寡にかかわらず使用料を定額とする基本水量制は、導入目的が不明確になっている事業体が多いことや、基本水量内の使用者間の負担の公平性に問題があること等から、解消させていくことが望ましい。

・・・本市は1～10m³を範囲とする基本水量制です。この場合、たとえば使用水量が1m³の使用者と10m³の使用者では、使用料金が同じとなるため、使用者間での費用負担の公平性が確保しづらい状況となっています。

➡ **使用料の水準や料金体系の適正化には、
国の通知における方向性を考慮する必要があります。**

④久喜市下水道事業中期経営計画（経営戦略） 抜粋

令和5年3月 改定

【公共下水道】「公共下水道事業の現状と課題」より

現在の使用料体系は、基本料金と超過料金で構成される従量制としており、1か月に20m³使用した場合、1,700円(税抜)となっています。

総務省の通知では、下水道事業の最低限の経営努力として、汚水を1か月に20m³使用した場合、3,000円の使用料を徴収することが必要とされています。

このことから、適切な使用料への見直しを実施する必要があります。

【農業集落排水】「農業集落排水事業の現状と課題」より

人数制の使用料体系は、使用水量に応じて料金変動するのではなく、使用人数に応じて料金が賦課されます。そのため、水を大切に意識の高まりや節水機器が普及している近年には即さない使用料体系となってきました。

また、農業集落排水事業の一部の地区については、公共下水道事業への接続を予定しており、長期的には使用料体系を統一する必要もあるため、人数制から従量制への変更について検討が必要です。

⑤適正な使用料水準の作成方針（案）～まとめ～

適正な使用料への見直しを実施するために

【共通】

- ・本市の状況に見合った使用料を検討。
- ・二部使用料制を継続したうえで、基本使用料のあり方を検証。
- ・現行の使用料体系を維持しつつ、特定の使用者層に過度に依存しないよう留意。

【公共下水道】

- ・費用負担の公平性の観点から、基本水量制の解消を検討。

【農業集落排水】

- ・人数制から従量制への変更を検討。